

重要事項説明書 短期入所（共生型）

1 短期入所サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 三愛会
代表者氏名	理事長 佐藤 京子
本社所在地 （連絡先）	北海道士別市東5条16丁目3129番地 （電話0165-29-6661）
法人設立年月日	平成13年8月13日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の所在地等

事業所名称	特別養護老人ホーム 士別コスモス苑
サービスの 主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 難病等対象者
北海道指定 事業所番号	短期入所 0113201131 号（令和5年12月1日指定）
管理者	館洞 章彦
事業所所在地	北海道士別市東9条2丁目2番地
連絡先 相談担当者名	連絡先電話0165-22-2280 相談担当者氏名 生活相談員 岩井 陽祐
事業所の通常の 事業実施地域	士別市
利用定員	短期入所事業10名 ※介護保険サービスと共生
開設年月日	令和5年12月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	社会福祉法人三愛会（以下「事業者」という。）が開設する特別養護老人ホーム士別コスモス苑（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に規定する指定短期入所の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。
運営方針	事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要なサービスを適切かつ効果的に行う。また、人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じ、その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構 造	鉄筋コンクリート地下1階地上2階建
敷地面積	8,803.33㎡
延床面積	3,481.30㎡

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備 考
居 室	6室	個室4室、2人室1室、4人室1室
食 堂	1室	機能訓練室同フロア
浴 室	2室	一般浴室、特殊浴室
脱 衣 室	1室	介護保険サービスと共用
便 所	2室	介護保険サービスと共用
汚物処理室	1室	介護保険サービスと共用

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容
管 理 者	管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
医 師	医師は、利用者の診療を行う。
看 護 師	看護職員は、利用者の健康管理、診療の補助を行う。
生 活 相 談 員	生活相談員は、利用者又は障害児の生活上の相談支援、利用に当たっての相談を行う。
介 護 職 員	介護職員は、利用者の日常生活の世話等必要な介護業務を行う。
介 護 支 援 専 門 員	介護支援専門員は、利用者の介護サービス計画の作成を行う。
栄 養 士	栄養士は、利用者の栄養管理及び栄養マネジメントを行う。
機 能 訓 練 指 導 員	機能訓練指導員は、利用者の機能訓練を行う。

(2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	
医師	1				1	0.1	
看護師	5		3		2	3.5	
介護職員	33		29		4	32.2	
生活相談員	2		2			2	
栄養士	2		1		1	2	
介護支援専門員	1		1			1	
機能訓練員	1		1			0.1	看護職員兼務
介護助手	4				4	3.2	
調理員	10		4		6		
事務職員	3		3			3	

(3) 勤務体系

職種	勤務体系
管理者	平日 8:45~17:30
医師	月2回 12:30~13:30
看護師 生活相談員 介護支援専門員	平日 9:00~17:45
栄養士 事務員	平日 8:45~17:30
介護職員	早出 午前 7時30分~午後 4時15分 日勤 午前 9時00分~午後 5時45分 夜勤 午後 4時30分~午前 9時30分
機能訓練指導員	看護職員兼務

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
食事の提供	希望により、以下の時間に食事の提供をします。 食事時間 朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 17:00 年齢と障がいの特性に応じた栄養及び内容の食事を、適切な時間に提供します。
入浴又は清拭	入浴について必要に応じて介助や確認を行います。利用者の心身の状況により、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。原則として週2回ご利用いただきます。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。 ①排泄 必要に応じて介助や確認を行います。 ②起床・入床 本人の意思を尊重します。 ③着脱衣 必要に応じて介助、確認します。 ④整容 毎食後の歯磨き援助、介助、確認。洗面の援助、介助、確認等個性を尊重した適切な整容を援助します。 生活のリズムを整えるような支援をします。
機能訓練	利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
介護計画	自立を促す介護計画を作成し、生活の援助を行います。
送迎サービス	利用者の心身の状況、ご家族等の状況から見て送迎が困難と認められ、利用者、ご家族等が希望される場合は送迎を行います
栄養管理	利用者の利用者ごとの接種量など考慮し、管理栄養士等が栄養面について適切な支援を行います。
口腔衛生管理	利用者の口腔状況を把握し、適切な支援を行います。
その他	日常生活に変化をつけるため、レクリエーションや施設内活動を行います。快適な日常生活が送れるよう、衛生面にも配慮します。

(2) サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

- ① 共生型サービスのみ利用した場合

共生型短期入所(福祉型)サービス費(I)	7,840円
利用者負担額	784円
- ② 別に日中活動系サービスを利用した場合

共生型短期入所(福祉型)サービス費(II)	2,400円
利用者負担額	240円

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
栄 養 士 配 置 加 算	220円	左記の1割	管理栄養士又は栄養士を1名以上配置しており、利用者の食事管理を適切に行っている場合、利用1日につき加算されます。
常勤看護職員等配置加算	80円	左記の1割	看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合、定員規模に応じて加算されます。
緊急短期入所受入加算	180円	左記の1割	緊急に短期入所を受ける必要があるものを受け入れた場合、利用1日につき加算されます。
福祉専門職等加算	150円	左記の1割	共生型短期入所事業所が地域に貢献する活動を行い、かつ一定以上定められた有資格者がいる場合、利用1日につき加算されます。
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員の賃金改善等について、一定以上の基準に適合する取り組みを実施している場合、所定単位数の8.6%加算されます。		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組等を実施している場合、所定単位数の2.1%加算されます。		
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを取得している事業所が、賃上げ効果の継続に資するよう、当該加算額の3分の2以上は、福祉・介護職員等のベースアップ等の引上げに使用する場合、所定単位数の2.8%加算されます。		

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
短期利用加算	300円	左記の1割	サービス利用の初期段階（開始から30日間/1年につき）において、利用1日につき加算されます。
食事提供体制加算	480円	左記の1割	食事提供体制加算の対象となる利用者に事業所が食事を提供した場合、利用1日につき加算されます。
利用者負担上限額管理加算	1,500円	左記の1割	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に1月につき加算されます。
送迎加算	1860円	左記の1割	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。

6 その他の費用について

内 容	料 金
食事の提供に係る費用 ※()内は食材料費	朝食：1食につき421円(261)
	昼食：1食につき572円(412)
	夕食：1食につき452円(292)
居宅に係る光熱水費	1日につき 700円
日用品費の実費	実費相当額
送迎サービスの提供に係る費用	通常の事業の実施地域以外の場合 行政区域外から1キロメートルにつき 25円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額 その他の費用 の支払い方法 について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)現金支払い (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)事業者指定口座への振り込み</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
------------------------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から2ヶ月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 館洞 章彦
-------------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者(以下「従業員」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</p>
-------------------------	--

②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--------------	---

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

(1)

医療機関名称	士別市立病院		
医院長名	院長 長島 仁		
所在地	士別市東11条5丁目3029番地1		
電話番号	0165-23-2166		
診療科	内科、外科等	入院設備	有

(2)

医療機関名称	医療法人社団 山本歯科医院 風連歯科診療所		
医院長名	大西 道雄		
所在地	名寄市風連町西町78-61		
電話番号	01656-3-4155		
診療科	歯科	入院設備	無

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する短期入所の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市 町 村 名	士別市
	担 当 部 ・ 課 名	高齢福祉課
	電 話 番 号	0 1 6 5 - 2 3 - 3 1 2 1 (代表)

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画、業務継続計画により対応いたします。
平時の訓練	別に定める消防計画、業務継続計画により、総合訓練を年2回以上、実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動火災報知機 有 ・ ガス漏れ報知器 有 ・ 非常用電源 有 ・ 室内防火栓 有 ・ 誘導灯 有 ・ 非常通報装置 有 ・ スプリンクラー 有 ・ カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 ・ 震災に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分） （その他、拡声器・ロープ・懐中電灯等）
消防計画	消防署への届出日： 令和5年4月1日 防災管理者： 館洞 章彦

15 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定短期入所に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ①苦情があった場合は、ただちに介護支援専門員が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。
 - ②介護支援専門員が、必要があると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行う。（検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する。）
 - ③検討後、翌日までには必ず具体的な対応を行う。（利用者への謝罪等）
 - ④記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。

【事業者の窓口】 (コスモス苑苦情相談受付)	所在地 士別市東9条2丁目2番地 電話番号 0165-22-2280 受付時間 8:45~17:30 相談担当者 館洞 章彦
【市町村の窓口】 (士別市役所 高齢福祉課)	所在地 士別市東6条4丁目 電話番号 0165-26-7744 受付時間 8:30~17:15
【公的団体の窓口】 北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館1階 電話番号 011-231-5175 ファックス番号 011-233-2178 受付時間 月~金曜日(祝日を除く) 午前9時~午後5時

16 心身の状況の把握

指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17 連絡調整に対する協力

短期入所事業者は、指定短期入所の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定短期入所の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

- ① 指定短期入所の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 指定短期入所の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

20 指定短期入所サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

21 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用が出来ない場合があります。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

26 身元引受人

ご利用者は、契約時にご利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物等を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担いただきます。

27 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額25万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、事業者及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

28 ハラスメント対策

当事業者は、適切な指定短期入所の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員等の就業環境が害されることを防止するための措置を講ずる。

また、職場関係者以外のサービス利用者等からのハラスメントに関しても同様の案件として取り扱い、措置を講ずる。

29 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

30 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「北海道指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第53号）」第106条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	士別市東5条16丁目3129番地
	法人名	社会福祉法人 三愛会
	代表者名	理事長 佐藤京子
	事業所名	特別養護老人ホーム 士別コスモス苑
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	